



第九十四
百寮訓要抄

十一

73
1642



門 121
號 1093
卷



百寮訓要抄

○百官といふ天子にあたり、内外の諸官也。或る
と百を負取して名あり、之後とも百寮乃儀少く
中約也。又百取られたる儀也。



周書に百寮とあり、百官は唐書にあり、
首令條にあり、百官中在、東陽藏の事
相、百官は、あゝ人、あゝ心、唐、宋、代、は、徳
官の任、人、を、取、り、て、名、を、な、す、天、曆、は、徳、賢
文、に、り、り、て、也、唐、書、に、あり、也、村、上、園、軒、に、後、と
重、代、と、あり、也、其、名、は、堪、名、と、あり、也、書、に

是末代改乃陵夷の友也又上古徳官職定ま
終るる事なり及り今職負令にのり
可也官乃子細書傳也京中此と云ふは官
同官とと京官とと也法蘭乃司官
あことと也京官除目よ京中此官職任
縣石小法蘭乃官と任と也

○神祇官

神祇も人主此をせむ海友百官乃り
なり今小名もなり神祇官といふ今志八
神祇後れせ終る神祇官は事也是と云官と

神祇も人主此御初り時此官小く
也八神后よ天上の神建とゆひ事也

是ら神祇也也伊弉大神官以下の神事祭礼
ことはことと也昔高家の人と是なり任と中
己東王也と姓も終るぬと九伯の業任を
為公達の殿上又か、神祇官と、是ら
高内也大方王孫白世小て又或はありぬ
是ら王乃叔也あは今、叔代乃王孫を
此姓も終るぬと清花の歌よあは

御後と申す少く王孫乃由也

大副

権大副

少副

権少副

こゝ神祇乃たいふせふとて、當時と下部中臣共、
軍ありて、任を徳社乃神主たりて、任をいふは、
人となりて

大祿

権大祿 少祿 権少祿

以上同、多神祇の軍是是、任を子細上と同

大史

少史

権少史

以上任及此子細也

参上

百官より、今後とも、次々志向し、侍も也、伊勢大祿
官事、心法、こと、侍首、之可、能人、となり、事、あり、
也、今、一、向、地、下、者、少、く、も、也、二、位、之、任、も、に、な、れ
とも、昇、殿、も、と、も、侍、事、なり

○ 太政官

太政官といふ、其、實、辨、家、の、政、也、成、敗、と、侍、可、也
今、此、官、の、廳、も、と、も、以、御、大、臣、公、卿、政、務、と、成
故、と、も、人、と、皆、太、政、官、の、被、及、也、每、少、納、言、御、記
史、り、と、も、儀、武、官、と、も、分、太、政、官、乃、同、の、官、也

攝政

孫氏此長を第一の人を是に補を極政二の儀
 あり首亮を舜の世の政を極けり世を修む建舜
 乃禹より政を極けり世を修む建舜
 極つらんよめ先代を極政也中辨少を欽明
 皇此時聖徳天子を極政を修むは後也一は
 天子を極くことし路路に時政を極く極り
 也極也成王の相さるり一時周公旦叔文少
 政を極けり終りて也左傳少も魯の桓公
 雅時隱云の極政を極りといふ也我朝の忠仁公清
 和天皇の祖少く貞觀の周公旦の例を極く

天下乃政を極けり也
 極政也成王の天子を極けり也天下乃政
 を成政也の事天子を極けり也極也

開白

漢宣帝の時霍光といふ一人天下に政を開白といふ
 ことありの詔を蒙り以て職を始也中辨少を陽成院
 の時時を考り昭宣公霍光の例を極り也
 開白の詔を下し極を極政開白の詔を極り也天子
 より文書を以て執柄を授けり後を考り開白
 也又後京氏の長者少く代を首より家を開白

事は是國白く人臣の位なく只政を管領とす也
格政の儀よりいふは格政國白く殿下と号し
殿と申すは下より上とすは、侍所之人の召元殿
貴之由申すは也

大政大臣

一人は降詔し四海の儀形より國政治道を端し
陰陽をまことし由命小とすは、天子の儀を王佐の
文をさして天子の儀をさすは、天子の儀を
天子の儀也其人をさすは、天子の儀を
官とも也は、官首大友自らより始るなり

格政國白く善友也但執柄と稱すは、格政を
大政大臣とすは、のりむ事なり主上御元服の時
必執柄を任る也加冠のため也凡人を極官也當
時中院久我壱川
三條坊門也 閑院三条徳大寺西園寺
閑院也 亮大炊
御門
ふと此一流の人を賢也小より 宿老若後等也
人臣の極官とすは、也
中院 閑院 亮とす
三條といふ

左大臣

と稱すは政を兼めたる左大臣と、一乃上は直下と
いふは、一乃直下とすは、格政官とすは、也
とすは、是沙汰とすは、行事も禁申の公事を

一の上乃兼りて此其なり不兼の時次乃大臣
 大中納言も兼りて侍事少く侍は是も中院
 閑院乃多し代の人を其能よりして侍也昔
 文也其紀人志大臣任は侍事多也中右次
 末禮儀も其兼其能の人も侍る政乃少く
 兼り侍也

右大臣

侍事と侍事左大臣に任るし又任る人同事也
 左大臣兼り侍りて此侍事も左大臣に侍也
 又左大臣に侍りて此侍事一の上乃兼りて侍也

侍り

内大臣

侍事と侍事任人大略左大臣に任り是も兼り
 侍りて此侍事も兼りて侍事少く侍は是も中院
 閑院乃多し代の人を其能よりして侍也昔
 文也其紀人志大臣任は侍事多也中右次
 末禮儀も其兼其能の人も侍る政乃少く
 兼り侍也

大納言

天子喉舌也官思下の中事也上の中上の事也
 侍事に侍りて此侍事も兼りて侍事少く侍は是も中院
 閑院乃多し代の人を其能よりして侍也昔
 文也其紀人志大臣任は侍事多也中右次
 末禮儀も其兼其能の人も侍る政乃少く
 兼り侍也

一、次、小松が、成る書時を、十又少くあり
冬、儀より、納言に、教乃、若月より、不可、然う、代、
沙汰あり、執柄三家に、入、日野、勸修寺も、當、時
成也、中古より、徳吉、史に、家日野勸修寺、
那、徳家、の、近、東、の、事、に、昇、進、た、り、あ、れ
る、人、納言、よ、か、ら、う、と、皆、同、事、也、又、相、と、り、大
后、小、丑、て、公、事、の、友、也、今、も、及、奏、か、と、り、天
子、り、お、と、申、儀、奏、乃、人、な、り、也

中納言

此、事、は、前、大、納言、の、同、又、任、り、人、も、大、略、同、事、也

中納言は、中將と、中、兵、へ、入、あ、る、事、に、執柄、史、后
より、外、に、一、次、但、實、解、の、者、大、后、任、せ、ら、れ、る
事、別、の、儀、也、公、の、上、卿、か、と、り、是、大、后、より
中納言、並、是、に、任、せ、る、中納言、又、令、降、り、れ、り
昔、八、貞、牧、四、五、人、か、と、り、か、と、次、更、り、小、松、か、り
て、今、八、是、も、十、人、也

系議

殊、も、女、学、あ、る、仁、任、せ、る、處、也、陣、の、座、少、く、扱、り、
る、名、筆、い、こ、も、是、也、又、女、形、く、多、く、任、せ、ら、る、事、也

是首より八人當將も子細なり八座と申るなり
宰相申物なりと、大臣は悉く諸人共成り見任
乃公つと申、大臣より衆議中より申てある也
衆議より執柄と、徳家名家人とも皆任と、是也

左衣大辨

是も又人志成官也衆議乃、眞官なり、名家は
人の強執と、侍事也、重代の人、かすて、あり、次
六達も陣乃、古事、徳事、奉り、是也、執柄
三家は、人、かす、近來、い、く、好、く、但、を、何、
たり、名家は、人、儒家の強執と、侍事也

左衣中辨

是も、徳事と、侍事、は、職也、職事、は、眞官也、名家
は、人、是、は、任、と、公、達、三家の人、近、比、と、任、を、い、
達、も、是、例、と、お、や、さ、也

左衣小辨

任、は、人、上、は、た、り、天、よ、七、星、あり、官、は、七、弁、あり
と、申、て、昔、より、七、人、を、内、中、少、辨、乃、中、時、あり、は、い、て
必、程、信、也、を、い、ゆ、也、三、事、を、益、と、し、と、申、て、辨、官
職、事、廷、尉、を、兼、と、侍、を、名家、は、人、の、規模、
は、侍、也、近、比、と、名、進、は、人、は、任、を、い、る、事、と、是、例、と、

にや

少納言

令よは二人なり詔勅宣下給と乃を流るる
名家は人も儒者の家と誰をやる是も儒者の
者任せしるる一故実た義仁信なるぬる也少納
言は必侍従や通信ととも侍也

大外記

清家申敷支流成り上首外記は右勢と
天下に文とやう記せしるる先例と云ふは
公事と奉りしるる家やしては更他人のありぬ

信也昔より重代乃仁忠外任と侍る可外
記房より古今に文書と相する侍連、天下の侍
の職也二人有下式三人出人もあり

少外記

法と侍る大略大外記は侍る一清家中家
かとは侍る

左大史

第一乃史は右勢といふ是も文書部例と侍る
こと侍る外記は侍る右勢外記支房は右朝志
文書と相する侍る侍るあま、侍史重代の者哉

任きしは他人を是も補するものなり

右大史 同左

左少史 同右少史

右少史 任る官一族の子に任るは

以て大任に下た政官に被受也

○中務省

此省は詔勅宣命を掌るに官有て治る也

人忠信階の記を以て此に下るなり

弼

親王に任る侍官少くあるは下に任る事是

大補

即ち親王に任る時、國をあるに

版上地下雲宮徳者吏小いするもく任る也昔

当地下の徳変やると、八省乃補に任るは是途

よせ也今、少病つ忠者若若悪といふは任る也

く之念はる也醫院表道乃草なり。規模

不き侍官也なり此の近代あり、捨違ひり

を可き真なり

少補

任る侍官用大補に任る、大に中務に任る

殊八省中あり、規模よくあまた書付にあ
たり小吏を為しけり

侍従

令より八人と見えたり道多し代りいふけり也
ねきり、官地公連、人家に人々住る也日野勸修
寺儒家をいひ、次當時より校書也昔より
撤侍従として節會の参り人となりけり也今
は其官なり

内舍人

是、童殿上りたり成宿也昔、
は勇りるなり也

かゝる程小内舍人とは坂東の國遣されしとそ
れなり、此事も那にまゝ元服せし一後上の
物よりほく、皆内舍人也又下福も内舍人の成
り也

内記房

中務省被管也征勅宣命 征書なり也
なり也

大内記

詔勅宣命とく者しく、代、儒者なり也
右実なり仁なり、征書、終は和漢の女學なり

人さやまはしと云、儒教徳を重むるに任る也
相下類林と云、百卷斗比文あり是も肉記の
こと相下乃征宣いあいの事也、
相下と申也

少肉記

此と云、侍奉大肉記おねり、近代ハ六位の地
の者九史あり乃帯に任る也、大略地下ハ六位の

藏也

監物房

官溢也、相下也

大監抄

官溢^{スノヲニテ}於中使符飛驒の函なりと云、事成法と云
為池下乃五位ハ下也、官也、近比、殊零為と
侍なりと云、相下也

太皇太后官職

是を第一乃后なり、後乃后妃ハ至極乃人、是乃成
後乃天子乃國母、神母なりと云、乃后老の後なり、
後乃也

大吏

是、其、后、官、小、志、了、也、人、任、了、執、柄、ハ、三、家、の、人

く皆可統人共任る事也后之乃内城管領
とて公卿大納言と此なり也

權大進

是也大進小納言一申納言泰藏等此任と下
大進につくる人も也

亮

四位の反上人乃なる也公進も名家と皆任と
時々々々

權亮

大進

名家此位人、是も任と四位、叙と侍時、是

いふ

權大進 大進もなり

少進

地中此五位あると進に任と

權少進 六位任と下

凡右身大進會大進官、自右文中、是皆后
乃なり、給ふ也、是の中此位皆同事也、后より

勢給つぬ時、と、漸少くおはし、

大舍人寮

オウト子リ

宿直乃事つゝきと申由合ふんえたり節會
乃時徳にさるる又大會人乃役又此幸の時
又所従ふと事さるる

頭

四位以下地下に事醫陰女道をと皆是より是
物 六位是より是

權助

本寮より擧とて所より任せり所は終り
本寮の奏としり

圖書寮

圖書寮の事

経籍圖書の事佛像紙筆墨乃事とて
つとて所也今も宿直をとハ寮よりいふす
なり

頭

地下の四位五位是より是と醫陰女道なり近
此也

助 五位六位是より是

内苑寮

金銀珠玉御後とて又天子に御服を
奉りしる事也今も月別乃御服調進子細也

頭

可也四位の殿上人是も任とす天子の御服也
年より人かれも傳も友実も人死に任
命よりと強よ人かれも傳も友実も人死に任

權頭

地下此五位是も任とす昔も此友も人死に任
任より近此當皆受も命と

助

是も地下此五位六位任す今、沙活も不及も也
權助 相より

傳殿寮

衣服よりも任事と流るる也

頭

地下此四位五位近此も任とす也

助

是も今、下不乃事任も也

權助

相より

臨陽寮

了文曆風雲此氣候より收職也地変も矣
少も不達此寮奏といふ也司大乃業、每秋皇成
何れ是より二月天也といふ也

頭

陰陽道乃軍中或宿衛乃軍中一の志是は
と更他人に任せぬ宿衛也其志主代に任る

物 是も陰陽道の軍中一

権助 ハカセ 相方

陰陽博士

當道乃軍中可然仁是は任る

権陰陽博士 同前

陰陽師

曆博士

是も元は流るる事其用は撰るは任る

権曆博士 子細同前

天文博士

司天文一乃者是は密奏に宣旨とて變
異は奏聞とて奏するの宣旨を奏也

権天文博士

是も元は流るる事其用は撰るは任る

漏刻博士

是は漏刻に流るる時とて漏水の
入るるは任るは任るは任る也

権漏刻博士 子細同前

内匠寮

物作事の法を司る也

頭

是子地中比五位醫 陰海道を司る也今人造物
業の司る也

助

六位下是り

○武部省

内外乃文官也事は法を司る兵部当武官也
武部ハ文官を司る也選叙は武官
首ハ人忠武徳を司る官職也
是子地中比武部少く七位下也昔ハ一子乃

の除目として法固乃史生や成任也
凡天下此大事也業の司る省也

卿

第一の親王且之よはを文官の法を司る人臣に任せぬ
是と也親王も宿老乃人極官少く是なり

大補

儒家の人忠孝一乃侍續るも任是なり殊々名
人忠任る也儒家やして是任る也

權大補

是子可任儒者任是なり

少輔

是も儒道の人任を

權少輔

同前權少輔なる付を任せし終り

大丞

地下六位を任るとは是より任を六位就人の兼官は
孫の本也

少丞 録本同前

大學寮

は寮より是聖老師乃心教あり廟堂と申也
法園より是心書けり學子未だ未だ修りて書
教學文を以て是寮の試るとあるべし此燭料

とて學子窓乃灯を給く秘名古書教あり
とて内々をいんるも學子よりいんるも來しもの
是今より任の事なり其宛あさりしもの也

頭

助

儒道乃軍道小を以て名を云の者は是より任

文章博士

是も儒者たる是連乃官也殊々名を以て任
支人あり

博士

ちの事此大弁記是小任を明經乃口傳有實あり

山部任之也

明教

是も明強乃輩友実ある意にせらるる一に
走も外記乃輩任也

直傳

同前

明法博士

法曹儒女の人其は任を殊々名ある証意に
一 律令格式や考るるは是は法曹と申也

兼博士

兼道は法にせしは兼是は任を殊々名を撰録に

かりに下此道、易よりか也當時善家兼是は
任也

書博士

書紙教る事や法ること由令よえしり地
の六位の外記ると是は任也

書博士

多任や教るもの法を今、是は法中家
の外記ると是は任也

己上記傳

南家管家系その明強中家法教に外記中強也
佛也史書や法を

法曹道志乃兼律令と相傳也

○ 治部省

と云くは祥瑞を云ふ事也。雲音星なりとの云くは上瑞
中瑞と云ふ事也。又五位以上婚姻の事也。法云と云
継嗣をたんとし居る也。妻細当治部式云云なり
と云くは僧侶の事也。法云と云ふ事也。凡そ御家の大
事也。云々の事也。

卿

三位以上は公位なり。殊に公位有る事也。此
紙を云ふ事也。後には親模の官也。凡そ後上乃曰
位也。と云くは名家の人也。殊に公位也。

大補

四位五位可然人。是公位也。凡そ八省補、名家此
人の徳也。是乃極也。是乃名家の人也。殊に公位也。

權大補

是乃名家の人也。徳也。凡そ此等なり。

少補

子細同前大補。是少補也。海より得れとも。家
よきとも。心もよきとも。ちよきとも。殊に公位也。

權少補

是乃名家の人也。徳也。凡そ此等なり。

録大小

子細目あり名家の人、地下に 法英もこれか
仁と下

雅樂寮

歌舞此事を法とて、何男也、此樂入者、
あつて、此寮にて、惣古せり、統也

頭

法英、醫國、陰、道、入、事、も、是、小、任、也

助

地下に、法英、下、め、
大、あ、つ、て、執、事、も、
地下に、法英、下、め、
大、あ、つ、て、執、事、も、

玄蕃寮

佛寺僧尼、
と、る、成、ん、ち、
唐、人、は、蕃、夷、と、
法、
唐、人、は、蕃、夷、と、
法、

頭

助

諸陵寮

天子、
と、る、昔、より、
天子、
と、る、昔、より、

とる也

頭

陸陽道の奉行者老の人をばつとつとつ後のも

とる也

助

権 同事六位是より上は

○ 民部省

此省、諸國の事を治る也國之律、貢、
と此省、小沙汰し、是又人の忠考を治る也
此省、小沙汰し、是又人の忠考を治る也
指、境、を治る也又、教、百卷、此省、し、首

○ 御

し、傳、り、と、日本、國、の、重、寶、少、く、傳、り、也、近、比、ハ
と、傳、り、と、也、い、て、見、及、傳、り、と、徳、國、の、境、相
傳、り、と、の、時、は、い、ふ、帳、少、く、い、ふ、り、ハ、の、境、
と、傳、り、

是、可、能、納、言、い、と、は、り、傳、事、也、首、は、計、吏、執、り
傳、り、官、之、省、老、乃、納、言、也、事、也、治、部、の、り、り
從、是、ハ、執、り、傳、り、り、り、小、之、徳、國、の、事、を、と、成、れ
沙、汰、し、と、天、下、ハ、大、事、也、い、ろ、ハ、處、之、也

大補

反上五位五位地下此人此位は名家儒道の人
今皆是れ位を省の補位も同事の如くも
人乃家に非しはきつる極得意其極つて
つ終る事あり

權大補

四位五位名家法家皆是小位也

少補

反上地下五位是より位も同家

權少補

是も同家の位より位を改するもの少くも終る

近來反上人かよと只たかす亦多極小位也
省の補位あはしつ紀も申付多極もむり地下
の法大吏の極反少く位も當時之更なる
之計察
德國の年負雜物かろ一たさむるよ意合り意
んえきり

頭

地下五位三位官外記事皆是より位を德國の
雜物とせり位も職がれと算師といふもの
こ乃彼管ふとさう算とてはあつる也真也

為事也

助

地下の三位是也位を近以て官印記徳乃車
たは是より位也

權助 子細同前

主税寮

是も倉廩諸國の年貢此事に法さる大
炊寮に納るる米を成出寮よりかきい
る也

頭

是も官外記徳道の奉仕と主計寮より同
主計主税と寮とゆく昔、漫職よりなり

助 子細同前
權助 同前

○ 兵部省

内介の武官に法うことあるは山中の侍なり
乃内文官に事と皆武部省つこと内武官に事
は省城紋と内也兵是武具なりは省よれこ
り終る是又城と内(溝)なり城なりは省

卿

親王も位を又細言いふ可然るも位も是も
殊更親王の位よりあまの忠執を尚かり
氏官は事と成敗する職也尚也又尚軍を
の極よ成徳するも位よりあまの忠執を尚かり
も成徳するも位よりあまの忠執を尚かり

大補

四位五位名家徳家皆是も位を自餘の省より
同

權大補 子細同前

少補 子細同前

權少補 同

軍人司

百官は名帳執事や法を治るも位よりあまの忠執を尚かり
尚列忠も位よりあまの忠執を尚かり

正

五位六位是も位をいふも位よりあまの忠執を尚かり
の位よりあまの忠執を尚かり

佐 地下の六位是も位を

權佐

たる

○ 刑部省

人志科條は法のことと職也囚人等とのことと法
法一も也今ハ正義なり

卿

之四位の人是其位を名家儒教を任事也

大補

八省の補はも三紀の法は皆同一事也

權大補

少補

程少補 行はれり

大判事

人志最名を判断する職也今も檢事遠使乃
一乃者明法の事候る官也他人を任事す
人志をいひて是を任事す也

少判事

是も檢事遠使道志の事候る也

囚獄同

是ハ獄門の事候法のこと候るも不吉
なりていつ近代志人乃任事す少くあ

まはれり

正

○大藏省

徳國の米蔵金銀珠玉の所は雜物とたさめ
らゆ也 天子の所蔵也

卿

三位四位名家儒者以下皆是も位をもつ
天下の雜物は東山の宿少くおれを辨め
急しゆ也今もさる此事をいふは零落
ゆも也

大輔

ふ紀よりさく八省乃輔之同事也但し輔を
いふ人志能く侍ゆ也

權大輔

少輔

權少輔 皆たか

織部同

小しきお也後羅風情を減ゆる織也縁るを織
たもるむる織つるも今比大宿在るとり

極成也

正

地下の土位是より官印記乃其是より

佐

権佐 子細皆同

○官内省

徳圃乃雜物官因御膳板乃事やつとと也
卿

四位の名家儒家是より

大補

子細より大補迄をいひて人志能
得るなり也

権大補

少補

権少補 皆たる

大膳職

徳圃の雜物御膳と稱し食物ははくこと
今も朝廷乃礼なかり、御食膳は、これ大膳職
より御法も是より御法をさけさひ、菓等
は省少くははよりんあり

大吏

四位五位志進に御法是も法吏の成侍官也

四職の古吏と申、大権左右京修理也地下古
徳古吏るとの殊執、徳也権古吏地下四位六位是古
亮六位是古

権亮 六位可任也

木又寮

木作乃事也流々と河林杖と申さぬ事近也
管願と今と同裏以下の御修理也造作之れ
は寮の沙汰也

頭

四位五位是よ任と禁中の法修理以下等沙

の仁者も一或る代々其意やあるひてあるも是
名才少くあるも一は寮願と知沙 是る仁の
は古也徳古吏是よ任といひて他人なると執る
官よある事

権次

是も五位乃徳古吏 徳古の者多る友也といひ
是

助 六位是よ任也

権助 是る

大工

権大工

小工

権小工

是皆重近乃夕是は職細工而試奉りしは所聞
い事候と云ゆ也又算師と云物も杖木は貞
杖と云う海人等も也

大炊寮

徳國の米穀并小徳國乃食料を納せし所
也後之条院大炊寮の法福田と云く徳王の定
む所今も禁中此を第一乃要脚也

頭

四位五位徳道の者は是より任と近比と介記代へ
相傳へく知れし所也此福田をて試奉りし
間為替記代と知りし所也今當代におき
松よ成りし小工

即立位是より任と

権助たる

主殿寮

禁中殿庭掃除へ松葉炭糠など此事
と云ふこと也

頭

地下五位是母位と近比官勢なり何也
助六位是子位と

控助たがし

典藥寮

之部は此藥寮あり油也此寮は藥園あり
藥園柵柵の園あり乳牛の牧とくし乳と
とん登り也又御井あり之部は此藥寮藥園
ありて御井ありて御井ありて御井あり
皆る部にあま事いと真なり也

頭

第一乃醫師也此者必是よ位と當道の
極也殊名美乃草とありて一凡國家
此意用とありて一事ハ考又或醫乃三の道
之人共合或とく職なり御其人之權ハ

助

五位以下是よ位と醫園の部ハ他人あり

控助

是も當道のよ位の部なり六位は此部同位

醫師

六位是より侍凡法守府左右清府左右若未
府分と少く皆醫博士の位に侍也人患病
療せんらめ也

醫博士

當道の四位五位皆是より侍

權醫博士 木か

針博士

四位五位是に侍是は針の事なり

權針博士 木か

侍醫

當道乃可然四位五位是より侍と教人なり

權侍醫 木か

女醫博士

是當道の輩なり侍に女は療養の事なり

權女醫博士 木か

掃部寮

此寮は清原の御装束に奉仕する所也

頭

法道は四位五位是より侍と近來御祀に侍

是清原の御装束に侍する所也

助 地下六位是なり

權助 ヲカキニテ ねがひ

正親司

皇親乃名籍の事ははるごとく令ふんえ
なり皇親と天子の法を了り記さす紙中
也近大御事なりは御事なり

正

地下此六位是なりははるごとく令ふんえ

依 六位是なりははる

位 依 六位是なりははる

内膳司

天子の供御事なりははる可也
申而内膳司也首内膳司の御飯なりははる
上内膳司なりははる也凡そ御事なりははる
也いふなりははる

正 四位五位是なりははる

奉膳

之橋乃成なりははるははる官也

典膳 六位是なりははる

造酒司

酒也作之。或之酒也。如之酒壺也。奉以之。
而之也。酒之濁之醴酒也。一板乃曰。造
作之也。或之也。或之也。皆酒目。造作之
也。酒也。

正

徳道の四位五位是より任を今、印記中あり
相傳へて、此は酒の課役ともあり

依 六位なり也

権依わたり

采女同

諸國より采女を遣ふ。采女は此の如く、
中、國々より可なり。采女は此の如く、
采女は此の如く、采女は此の如く、
古今集より采女は此の如く、
采女は此の如く、采女は此の如く、

正

醫陰女道乃采女は此の如く

依 六位以下是より任也

権依同

至水同

徳玉の水室成法とさる餠粥をつささるる
合にんくきり今徳圃の水室と後領
夏乃水せき

正

徳道ノ事是より近來き印記わくは
依れ分

格依同

○ 彈正臺

是世用乃風俗と肅法又那邊の事とたす
まの檢那邊使乃庭分とり格乃要首彈

正京中の格助と約也中比格那邊使乃
事なりなり

形

親王是より又大御言いこそ人
任と之家の人とる官也との格とる友也

大弼

四位五位是より及上人は

少弼 同上

忠 六位是より

○ 左京職

左京職

左京と云ふ大内の東北第也京田宅名籍年貢心
下惣一々は京乃つとさと也
左京

版上地下の四位是より任と名家儒道乃
崇管是より任と凡四位乃左京之職
少く徳安の極也左京に在るもの多し
よそあまとも近來、多しもの更なる

○ 權左 四位五位是下なる

亮 五位以下是よりなる

権亮 たる

○ 東市司

東京乃市此事の管領と云也賦實より川の
雜物を賣賣する所と偽と云々次下也今も
このとくの日領ある也

○ 正 五位以下是より任と市此事つとさ

佑 六位以下は

権佐 たる

○ 左京職

大内乃西の京此事也是又西乃京に
てり事左京職たる

大吏 同上

權大吏 同上

亮 同上

權亮 同上

○西市司

西乃京市也法々と爲る東市司小同

正 同上

佐 同上

權佐 同上

○東官職

是当東官御座の時表官御坐るの時不可
之

傳

執柄の大位是より任て東官と杖佐の官職
ておき、殊極の免格政園白太政大臣左大臣大臣
皆益信より任て親模の官也

學士

東官の御座の執柄名卷の儒者是より任す殊
重代女學也

○春官坊

春之の御在座乃名也妻文がともや東の方より
うらむる妻のい也

文

是又坊中や管領と御職也可然公の大明の
是にやも親撰乃信也名家の人なるとはなる

権文

中納言のいの人をいはすと大文よたる

亮

反上の四位可然人是の位を殊意筆紙をい

権亮

反上の四位五位是の位を

大進

五位の下の位をいはすと名取の人とをいはる也

権大進

少進 五位の下の位

権少進 たる

主膳監

春官乃御指のつらと御職也

主殿署

去官の内乃掃除かて成事りたる職也

主馬署

去文此門の沖る成事りたる職也

主工署

去文の内乃修理造作なる也

○ 齋宮寮

伊勢毎之つる勢治、時以友ある一令、
修る事や終し子思るすし、及らす

○

政院司賀茂の政院海産乃時以宿ありし
なえつる事なりしは治る

○ 修理職

内裏の修理造作事なるは、
の正下は前も心なりし

大吏

四職の大吏乃事、
此記も志は、
修る同事也

権大吏 同上

直亮 同上

権亮 ねり

四職乃任人、
此記も志は、
内柳の務也

お達丸同一也

○勘解由使

徳國の泰初四度解ふと申す年貢はし
久しく四司の管照致つこと成也

長官

三位以上可然人皆是よ任はる事來儒者名譽乃
人等と任せし事也

次官

後上地下四位五位皆是よあり

判官

六位以下是より任はる

○鑄錢司

首領は鑄りし事也今は官より是を委る事

○兵庫寮

伏見或官の黒也兵衛を頼むこと成也
ありし事也

頭

四位五位是より任はる事也
ありし事也

助

地下乃六位任はる

程助 おか

○ 諸國

徳國七道乃宿也是也亦友といふ大國上國中
四小國あり徳主の古より受領とす也四國の
本也當時乃守護人の古より苗種は四ヶ年
やりしは四國司の重臣とすかきく又四ヶ年
と給又延任とす徳主のつる事もありこれ
より國を治め貴者ありあはるるの古より重て
年とのつらり也と給きくは故而一任とすく
ぬはくもそむもれきあり買名あると云ふ

終也首を一個の爰願とす人言辨更賢哉とす
一州也勅海公文とす年首とす沙法
一法是は抽賞とすあはく沙法とす人言
かくは友やと試とす中より給事とす

○ 五畿内

山城

守

殿上地下五信是より任と上玉申西下國より
て御乃名別あきとも大概、同是也

地下の六位是より位を又春乃降目の時泰儀雲
宮からとれ魚宿よりなる事と云ふ事は別の
事也

女

地下六位是より位を是より公卿後上人やと
為友ハ別乃る也

位 相なり

大極

六位下位のものは是より位を

位 大極 同上

位 相なり

位 相なり

位 相なり

位 相なり

大目

七位乃者是より位を

位 大目 相なり

位 相なり

位 同上

位 相なり

この國乃同何の國事也 但權守并女も
國あり相小治討侍る大方徳主乃女極目
も道皆得命るもをれを首任符といふ物
こいして徳國小く皆路りきり人給と
親王大治公乃此年毎子給るも坊より成

大和 小城國の相り 河内相り

和泉 權守并女も 極目同事也

摂津 小城國の相り

東海道

伊賀 權守并女も

伊豫 小城國の相り

志摩 守小高橋氏之位是より伊と權守并女も

尾張 冬河邊江相換 駿河 管小城玉も

伊豆 權守并女も

甲斐 小城國の相り

安房 以上相別武州並近比國東人の殊能

多由也

安房 權守并女も

上総 守小高橋氏と申て親より外任也

女より〜徳人は是上候也念ふこと

ふむ也

下総 常陸 為陸上総管同親王の侍官

也女と交願と申也

東山道

近江 美濃 山城 相尋 飛騨 槍守 并 女侍

信濃 山城 相尋

上野 親王是下仰也子綱上総 下総

陸奥 同近代 関東 入之 執事 内閣也

出羽 日山城

陸奥出羽大國少〜ある同好女國と評更成敗

と評也

巡察使

陸奥出羽の管領とる職之大納言之執行人也

やる中右軍主の成敗也

陸奥出羽の管領とる評也

小陸道

若狭 槍守 女侍

越前 加賀 能登 同若狭

越中 越後 佐渡 槍守 女侍

• 小陰道

• 丹波 • 丹後 • 但馬 • 因幡 • 伯耆 格守 • 美作 格守 • 備前 格守 • 備中 格守 • 備後 格守 • 安藝 格守

• 隱岐 格守 • 出雲 格守

• 正陽道

• 後磨 • 美作 • 備前 • 備中 • 備後 • 安藝

• 因防 • 長門 格守

• 東海道

• 紀伊 • 淡路 格守

• 阿波 • 讃岐 • 伊豫 • 土佐 格守

• 西海道

• 左宰府

鎮西九國乃宰府也

帥

親王是下任也下當任也

格帥

出師令下是下任也三帥あり格帥不可也

左翼

系識乃益官也四任以上是下任也

少翼 五位是下任也

格少翼 格守

大監

権大監

以上三位是なり但し府中と醫監及なりとあり
多し又右唐通事と唐の通事あり官あり

● 権前 ● 権後 ● 豊前 ● 豊後 ● 北前 ● 北後 ● 日向
権守あり

● 大隅 ● 薩摩 あり

● 是波 ● 對馬 権分あり

○ 左近衛府

近衛府といふは天武天皇の御代より
武

○ の權也左近衛府左近衛清とあり是は左
近衛の御代也國とも權也近衛の門とあり國

○ とも

● 大將

を申ははるしと申公達乃辰上之四位五位あり
名は儒家なり是なりはるしはるしはるしはるし
國の權也と第一也

● 中將

身族の四位是よりはるしはるしはるしはるし
はるしはるしはるしはるし

少將

四位五位是行任中務大臣

將監

六位是行任

將曹

少將等是行任他大臣

○ 右近衛府

大將

中將

少將

○ 左衛門府

是子之誠守護職也亦衛門府也

固也

智

大納言是上侍也

佐

四位五位是行任

權佐

五位是行任也五位是又辨官也

道子使乃直上旨候事也

大尉

拾那遠使乃道志可也

少尉

拾那遠使とも少尉之位是なり候也

志志 同前

少志 同前

右衛門府 右衛門府小お

督

他之位四位以上是なり候也

○ 左兵衛尉

佐 右衛門府小お

権佐 同前

大尉 同前

少尉 同前

是も禁中警固の官也 門外より正清門府の
六より又少尉列候事也 是れは
巡檢とも官也

督

三四位是乃任を清司に於ては御をさす

佐

後上の者は是乃任を

権佐 同上

尉

地下六位任を

○ 右長衛府 同左

會

三四位是乃任を

佐

權佐 皆左よれを

○ 左馬寮

德國の牧の馬を立をうは心喜武よめさるを
多子に御の牧百処より及り德國の牧又その
物さるすす御^年とて事入分はらしく苗村
當付走とも月への御^年を教を度個延を
の左馬寮式小見えをり

頭

四位五位是乃任を武官中へ仰り孫人をさす

了く

● 檢頭 四位六位是なり候と

助 六位是なり候と

檢助 相なり

○ 右馬寮 同左

● 頭 同左組部 勝劣はまゝ

雨 以下左より

○ 征夷使

征夷の志に依りて國を討つるに征討一羽
守護の職也征東將軍征西將軍 皆東海の一
方志のむむ征夷將軍一天四海の志を國を討つ

大將軍

首ハ三位四位とて武勇に依りて成りたり
中はより殊変家の重臣也神文極命右大將の後
繼ぎしは又桃柄親也。關東管領乃人この管
領也。尚矣他に里藏なる也

● 大樹

征夷大將軍として唐の名を隋高穎大將軍と
して魏槐下しく事とていふ木とては後代に
あるは古伯の其業は此なり。大樹將軍といふ

● 柳營

○ 周亜支細柳宮小陣を以て友と比すあり

○ 鎮守府

陸奥出羽の管領とす也

將軍

東國の三川の陸奥出羽の管領とす也

○ 軍監

六位是より伊予長門の管領とす也

○ 施藥院

兼代つらとて所也執柄の管領也字法園白友
此後醫道名卷のともくりにし也

使施

兼院のうととて醫師の是速乃友也雅志の
後丹家醫師相也の友也和氣とて例也
一とてとも不考のうとてあり

○ 穀倉院

徳國の米たさめしゆ也

別當

四位五位法道の者是より補とて比る大印託
と是より補とて

○ 檢水違使

使廳之天下の非遠を以断す

別當

大納言殊異量と云くは侍藏之白川院の作

よ五ヶの徳あるよの成任と云くは作れり

とそ容儀文學富貴儒代近習也

左侍

廷尉法と云くは中納言の職を分と仰

て使の宣旨と云くは也

右侍 右よむか

左大尉

道志宿老の者は了任と

少尉

道志五位六位是了任と

右大尉 右よむか

少尉 右よむか

勸學院

執柄乃管領也南曹と云くは大學寮比南よむ

友也友也の字の生心同と云くは大學寮の比と

別當

友也辨官は了可然人是了辨を南都と云

ゆゑに人々殊異を成さるる事の例あり

○ 學子館院

橘氏の後領の寺也是之と云く大信は後領
寺也内本村の桃柄の後領より梅三子橘氏
比管領少くお終く一具の事也

○ 特學院

是も源氏乃公管領也

○ 別當

源氏の大信其言是も補也

○ 淳和院 同上

○ 別當

源氏第一乃人は是も補也源氏の長者といふ

○ 内教坊

此乃律人志比而之今も踏歌也律坊也
内教坊より奏す此房乃律樂也
律言せむる事也

○ 別當

大納言以下可成人は是も補也

○ 殿上

内裏は殿上の五位六位の職事なりといふこれ

後上の後被管也

別當

左大臣一乃之がりとも是も補てと極比親撰
乃藏也

藏入

二人あり後上の後領を扱て後上の貫首
也重代乃人公達も名家も殊異量代也
ひくはる也羽林方辨方い川達も主代も
いふ

五位藏入

三人あり是も名家の人名家はとも異量主代
よもて補ては天下は政勢を承りて
分れは辨更を異用と云ふは也

六位藏入

名家儒家法主代の者はり補て也
此藏入相ふし

○ 記録所

禁中にて法主許証と判断をては古也後
三条院迄之も殊異ありて天下の政を
直る者時女人をさして寄人よふれ也

上卿辨考の事と比皆世務なりたる事也
補をさるる也

○^フ文殿

院の清治世の時法念符法を變断せし
而史之在周公下法乃儒士とて常用せり
是を補せり

○執柄家

家司職事年預府既文殿清治より大略
院才よれり

○位階

官位相當の事。而乃官と位と中在る事
相商の事也

一品

親王正極乃極位也

二品

親王の位也

三品

四品

皆親王の位階也又長の事一は二位と一は
二品をさるる事なり也

正一位

天下の諸神の神位也○正一位曹執柄○正一位下皆正位
の叙せられし中右の叙は正位より
終る贈位の叙は正位より

從一位

攝政國自天政左右の叙は是より叙す大内を
例避也

正一位見二階元

從一位 正一位より叙す

正二位

從三位

正三位より叙す

正四位上

正四位より叙す

也辨位ありて常位也

正五位下

正五位より叙す

正五位上

正五位より叙す

正六位上

正六位より叙す

正五位下

後上地下に采皆是なり叙を

位五位上

位五位下皆同

位五位下は叙爵と申す位七位八位は是れは
当要回するを小及六位より下の位階を降目
の申す位の外は叙をさすなり

○女官

●内侍司

尚侍

尚侍執柄乃女官と是れは女御直衣司位乃
事也を代はは官に位をさす終り

○曲侍

大中納言女史れは紅紫の儀扱乃禁色
と申す侍也源氏乃物よりよ極る
も如きもの也上福女房也

掌侍

右後上人徳女史の女も是れは侍せし侍也
内侍司の官也

凡以記者後福光園院二條殿白良基公自鹿苑將軍善清公
院殿依所所望被記之畢然以中山大納言
宣親卿本密、令書寫已

康正元年十二月廿二日

判

[Faint vertical text, likely bleed-through from the reverse side]



